

日報問題に関する織田氏の記事についての感想

広瀬 誠 陸自73

借行10月号に、織田邦男氏が書いてある。ほぼ正鵠を得た意見だと思ふ。氏は問題点をいくつかにまとめている。一つは、公文書管理法からの視点である。二つ目が、情報公開制度からの視点である。この2点はいずれも行政文書の扱いが適切であったか否かに関するものである。第三は、日報に
あつた「戦闘」の文字に関連して、

「PKO参加五原則」の適切性について、これを核心的な問題ととらえている。そして、「戦闘速報」たる日報を行政文書として扱うことの是非に及んでいる。最後に、戦場においてのIT化への対応について論じている。

日報問題を見る際の視点を網羅しているといえるだろう。私の関心は、織田氏が、最後のところで述べている次の指摘にある。

「日報問題は防衛省に大きな痛手を負わせた。だが同時に軍事組織であり行政組織でもある防衛省、自衛隊に内在する本質的な問題点を浮き彫りにした」ここでいう本質的な問題点とは何であろうか。それが重要であろう。

それは、織田氏も随所に軍事組織の文書を行政文書として取り扱うことの問題認識を述べているが、その背景である。憲法の規定上、自衛隊を軍隊として認めていないため、そもそも「軍事組織の文書」という觀念が法制上ないのである。織田氏は「軍事組織であり行政組織でもある防衛省、自衛隊」と言っている。実態の認識として正しいが、法的には防衛省、自衛隊は現状では間違いなく行政組織である。行政組織の文書は、公文書管理法の適用を受けて当然なのである。自衛隊を軍隊と認めない限り、この日報問題も本質的には解決しない。

結局、ここでも憲法に行き着くのである。我が国を取り巻く情勢が風雲急を告げており、折しも憲法に自衛隊を明記することが政治の大きな論点になってきている今こそ、この本質的問題点を掘り下げるべきだと感じた。

広告目次

(株) セレモア……………表紙3

(株) 東京都民互助会……………表紙3

ローレルバンクマシン(株)……………表紙4

葬儀支援サービス……………41

(株) 武蔵富装……………47

信和株式会社……………47

(株) 和泉家石材店……………48